

周防国府における国雑任とその職務

鐘 江 宏 之

はじめに

律令制下における地方行政では、国郡の行政機能が重要であった。このうち、一国全体の行政を掌っている国府においては、中央から派遣された国司官人のみでは、実務を処理することは難しく、国内に居住する人々の中から雑任として業務に携わる者が、実務作業を担っていくようになった。本格的な律令地方行政が展開した八世紀においては、諸国の国府におけるさまざまな実務の上で、こうした雑任の存在が目される。

本稿では、周防国の行政を担った雑任たちが、周防国府を舞台にどのような職務を行っていたのか、現在までに残された史料、とくに正倉院文書に残された天平十年度(七三八)周防国正税帳^①の記載を中心に、その痕跡を探っていくことにしたい。すでに多くの先行研究がこの正税帳について扱い、さまざまなことを明らかにしてきたが、本稿ではさらに新たな視点につながる着目点をさぐっていくことを試みたい。

一 地方行政と国雑任の系譜

諸国の行政拠点である国府において、その構成員は大きく分けると、中央から派遣された官人と、それ以外の当該国出身者に二分できる。国司四等官(守・介・掾・目)は中央出身の官人であり、その下に位置づけられる史生も同様である。また、令規定では当該国からの任用を規定されている国博士・国医師も^②、実際には中央出身の者が任じられることがほとんどであり、こうした四等官と史生・国博士・国医師らを中央から派遣された国司官人として位置づけることができる^③。

一方、諸国の行政を、四等官や史生・国博士・国医師の範囲の官人だけで、実務までをこなすことはできなかった。行政手続きの執行を完了させるまでのうちには、実務作業を行う者が必要であり、律令官制に含まれない下働きの者たちを業務に従事させる必要があった^④。国府に居住しながら国の実務を担った存在として、史料に登場する名称では書生・雑掌・散事・健児などが知られている。彼らは位階身分を必要としない専門作業者として、さまざまな実務を担ったが、こうした存在が全体として「雑任」と呼ばれている。

国雑任は当該国の出身者、すなわち地元採用者であり、郡司の長官・次官となるほど有力ではなくても、在地社会で実力のある家柄だろうと考えられている^⑤。こうした点からすると、周防国の場合にも、すでに史料上で名の知られている在地の豪族のうちから採用されている可能性も高く、具体的には多々良君や牟礼君といった氏族が、国雑任が生まれた当初から実務に携わっていた可能性があると考えられる。

七世紀半ばごろに国制・評制が施行され、国一評という重層的な地方行政組織が成立したと考えられるが^⑥、雑任はこうした地方行政組織における業務の発生・増加とともに置かれるようになったとみられる。大宝元年(七〇一)に大宝令が施行され、その後に国府におけるさまざまな業務が拡大すると、大宝令施行の二十年後ごろの神亀元年(七二四)には、書生の存在が窺われる。

(前略)去神亀元年三月廿日格備、割正税稻^①。出挙取利、名為二国儲^②。以充下朝集使還国之間、及非時差役并繕^③写籍帳^④。書生、并除^⑤運^⑥調庸^⑦。外向^⑧京担夫等粮食^⑨。其出举法、大国四万束、上国三万束、中国二万束、下国一万束者^⑩。(後略)

これは国雑任のうちの書生の初見史料にあたるが、雑任の発生じたいは、もっと遡る可能性も考えられる。雑任にとって公文の作成が仕事の一つなのであれ

ば、公文の発生が雑任誕生のきっかけとも想定される。地方で作成する公文として最も古く知られるのは、全国的な初めての戸籍である庚午年籍だろう。六七〇年の庚午年籍の作成段階では、帳簿の情報を整理し、帳簿を作成しさらに筆写して控え書類を作るなど、書生的な存在が必要だろう⁽⁸⁾。七世紀末には地方遺跡から木簡も見つかるようになることから、地方における書生的存在も十分に想定はできる。ただし、この段階では、国と評のどちらに戸籍作成業務の主体があったかは、まだ今後に検討を要する問題である。

大宝令の施行以後、諸国から中央に提出させる公文の種類はじよよに増加していく。中央では諸国の情報を帳簿としての公文で提出させ、それらの公文を中央官司で勘会して地方行政の監察を行った。中央政府が国司への監察を強化するためには、新たな分野の情報を提出させることになり、諸国が作成しなければならぬ公文の量は増えていくことになる。八世紀初頭のうちに次のような史料が知られ、大宝令施行直後の八世紀初期のうちからこうした状況に向かつていったことがわかる。

○『統日本紀』大宝二年(七〇二)二月丙辰条
諸国大租・駅起稲及義倉、并兵器数文、始送于弁官。

○『統日本紀』和銅二年(七〇九)六月乙巳条
令三諸国進二駅起稲帳。(後略)

○『統日本紀』養老元年(七一七)五月辛酉条
以三大計帳・四季帳・六年見丁帳・青苗簿・輪租帳等式、頒下於七道諸国。

国司官人の増員がなされない中でこのような地方監察体制に応じるためには、諸国での公文作成作業の増大に備えて雑任による実務を充実させる必要があった。右のように八世紀前半のうちから公文作成業務が拡大していることからすると、八世紀前半のうちに雑任の規模が拡大していきのではないかと推測される。

こうした雑任による公文作成のための体制の構築によって、国府の内部で、組織が編成されていったと考えられる。こうした組織として国府の内部に「所」が設置され、所への雑任の所属が見られるようになる。こうした状況は、早くは次に掲げる弘仁十三年(八二二)閏九月二十日太政官符に「大帳税帳所」の語が見えており、大帳や税帳という四度公文を作成するための「所」に「書手」(書生を指す)が属していることが、当時の中央政府によって一般的に想定され

ている。

太政官符

応レ給二食徭丁二事

四度使雑掌廝丁 朝集使四人、自余三使各二人

大帳税帳所書手 大国十八人、上国十六人、中国十四人、下国十二人⁽⁹⁾

(後略)

その後、九世紀以降には国司官人の遙任が増え、官長に権限が集中することが指摘されている。そして、権限の集中した受領によって国府の実務機構が掌握されるようになるが、九世紀後半以降、「雑任」よりも「雑色人」の呼称のほうが定着していくようになり、九世紀後半から十世紀にかけては、国郡行政の一体化が進むことが指摘されている⁽¹⁰⁾。さらに、十世紀には、郡司の肩書きを持つものが国の行政機構である国衙においても活躍するようになることが知られている⁽¹¹⁾。やがて雑色人たちによる国衙運営の体制が、十一世紀には在庁官人による国衙運営の体制へと受け継がれていくことになるが、本稿で問題にしたいのは、こうした諸国出身の人々による国の行政実務がすでに八世紀においてかなりの程度行われていると考えられること、またその中で具体的にどのような部分を周防国府関係の史料において見出すことができるかという点である。

二 八世紀における国雑任の仕事

周防国府における雑任の仕事の痕跡をさぐる前に、八世紀における諸国の行政に活躍した雑任の一般的なあり方について、職名を持つものを挙げながら、どのような実務を担当したかを整理しておくことにしたい。以下では、書生・雑掌・散事・健児を取り上げて、具体的な業務を見ておきたい。

A 書生

書生は、さまざまな公文を作成するのが仕事である。戸籍・計帳・正税帳といった公文について、その公文そのものを実際に筆記しているのが書生であろうという点は、すでに筆者が見解を示し⁽¹²⁾、とくに反論は受けていないので、これまで概ね支持されてきたものと考えている。正税帳の場合、以前は継目裏

書に名前が記された目や史生が筆記を行ったと考える見解があったが⁽¹³⁾、同じ名前を記した継目裏書に異筆のものがあり、これらの名前が記されている人物は公文作成の管理責任者であって、実際には別人である書生がそれぞれの公文の筆記を担当していると考えるのが妥当である。史料上には書生について「造二天平八年雑公文一書生等」⁽¹⁴⁾「繕二写籍帳一書生」⁽¹⁵⁾などに見えるので、書生がこうした公文の筆記作業を行っていたとみるべきなのである。

諸国で作成する公文の量は、一国あたりでは、一年間に膨大なものになる。年間のスケジュールを整理した加藤友康氏の研究によっても⁽¹⁶⁾、年間を通して常に書類作成の仕事があるような状態であり、一人の書生が年間に複数の公文を担当しているとみられる。書生の勤務状況については、次の『類聚国史』の記事の表現が象徴的である。

令下諸国随二国大小一、以二正税一貸中国書生上。以下其不レ顧二私産一常直中国庁上也⁽¹⁷⁾。

常に国庁に勤務していると述べられており、繁忙期だけ動員されるといった季節労働ではなく、常時業務に追われる状態であったと推察される。

B 雑掌

雑掌は、諸国からの公文を中央に提出する際に、正式の使者となった国司四等官や史生・国博士・国医師などの国司官人に従って、京まで同行し、提出後の中央官庁による勘会作業（提出済みの公文の監査）にも対処したと考えられる。公文を提出する使者は、通例の公文については年間四度のいわゆる四度使（正税帳使・大帳使・貢調使・朝集使の総称）に集約された。四度使の提出した公文は、例えば正税帳ならば主税寮で、大帳ならば主計寮で、勘会作業が行われ、必要があれば提出した諸国への質疑が問われることになるが、公文の自身については、当然ながら公文を作成した者でないとデータの数字の仕組みなどとはわからない。公文作成段階から関わっている者が同行して、こうした質疑に対処した可能性が高いのではないだろうか。従って、こうした業務に携わる場合には「雑掌」という職名で呼ばれるが、実際には公文作成に携わっている際には「書生」でもあり、実は書生と同一な人物ではないかとも推測される。実際に同一人物が書生と雑掌を務めていたことが明らかにわかる史料はまだ見つからないが、書生と雑掌が一体のものであったと推測されている⁽¹⁸⁾。

次の史料は九世紀末のものであるが、この段階では中央集権の仕組みである国司監察の上で、雑掌がなくてはならない存在とされていることがわかる。太政官符

応レ禁三止諸司諸家徵物使冤二勘調綱郡司雑掌一事

（中略）又雑掌所レ職専在二公文一。不レ預二雜物一。而郡司未レ到之間勘責如レ前。公粮竭二於酒食一、振資尽二於菴直一。因レ茲不レ濟二預事一、並以逃帰。調物難レ濟、公文擁滞、職此之由。（中略）

寛平三年五月廿九日⁽¹⁹⁾

雑掌がいないと、中央への調物納入作業が困難になり、また公文勘会作業も滞ることになると述べられており、中央官庁の側にとつても、必要な存在と認識されていた。

C 散事・散仕

「散事」は「散仕」とも書かれ、表記上とくにその差はないと考えられる。彼らは文書などの伝達を業務としており、隣国や中央へ文書を運ぶ者の肩書きとして見られることが多い。史料上には「○○郡散事」「○○郡散仕」「○○郡人」などと書かれており、研究上はこれらを総称して「郡散事」と呼ぶことが多かった。しかし、国の業務に携わることも考えられると、「郡散事」ではなく「散事」と呼ぶ方がよいと筆者は考えている。

天平十年度（七三八）駿河国正税帳には、隣国との間で文書の通送業務に携わる散事存在がわかる次のような記事がある。

（前略）

齋二官符一遠江国使磐田郡散事大湯坐部小国上、三郡別二度

各一日食為二单陸日一上。

（中略）

当国使安倍郡散事常臣子赤麻呂上、三郡別五度各一日食

為二单壹拾伍日一上⁽²⁰⁾。

（後略）

このような記事からは、一人の散事が年間に何度も隣国に向向していることがわかり、文書伝達の専門者として国府に待機している存在と考えられる⁽²¹⁾。ある程度の数の者が常に待機しているとみられ、用務に応じて出張することに

なるのだろうか。また、駿河国の場合、隣国への文書伝達に携わるのは、国府所在郡である「安倍郡」の「散事」がほとんどである。おそらくは、国府所在郡の者が多く徴発されているのであろう。周防国府の業務においては、佐波郡の散事がかなり活躍したはずである。常に待機しているのならば、国府の範囲内に居住している可能性が高いとも考えられる。

また、散事の業務としては、都で逃亡したり死亡した仕丁や衛士の代替者を都に送り届ける際の引率もあった。

甲斐国司解 申貢^二上逃亡仕丁替^一事

坤宮官廝丁巨麻郡栗原郷漢人部千代（年卅二、左手於疵）

右、同郷漢人部町代之替。

以前、被^二仁部省去九月卅日符^一備、逃走仕丁如^レ件。国宜^下承知、更点^三其替^一、毎^レ司別紙保良離宮早速貢上^上者、謹依^二符旨^一、点^二定替丁^一、貢上如^レ件。仍録^二事状^一、附^二都留郡散仕矢作部宮麻呂^一申上。謹解。

天平宝字五年十二月卅日從七位上行目小治田朝臣朝集使

正六位上行員外目桑原村主足床

從五位下行守山口忌寸佐美麻呂²²⁾

（後略）

巨摩郡の仕丁が逃亡したので、巨摩郡の代替者を送り出すのだが、この引率に都留郡の散事が当たっている。国の業務のために動員される国内諸郡の散事の存在が窺われる。国府所在郡以外の散事でも、国府に勤務していた可能性もあるだろう。彼らはおそらく、各郡での有力者の家柄とみられる²³⁾。

D 健児

健児は、郡司子弟などを中心に選抜し、弓馬を練習させて武芸で奉仕できるようにし、地方行政上の武力として活用された。彼らは国府における警備業務についていたことがわかる。

太政官符

応^レ差^二健児^一事

大和国卅人 河内国卅人 （中略）周防国卅人（中略）

以前被^二右大臣宣^一備、奉^レ勅、今諸国兵士、除^二辺要地^一之外、皆從^二停廢^一。其兵庫鈴藏及国府等類、宜^下差^二健児^一以充中守衛。宜^下簡^二差郡司子

弟^一、作^レ番令上^レ守。

延暦十一年六月十四日²⁴⁾

この太政官符による守衛の業務は、延暦十六年八月十六日太政官符では「差^二件人等^一令^レ守^二衛国庫^一。」と書かれており²⁵⁾、国府での倉庫などの警備にあたっていたことがわかる。

健児らは、後世の史料に見える「健児所」²⁶⁾のような組織に所属し、管理されていたと考えられる。

三 周防国府における雑任の仕事の痕跡

ここまで、雑任の一般的な業務について、先行研究においてすでに指摘されていることを確認してきた。本稿ではこうした知見を基にしながら、天平十年度（七三八）周防国正税帳の記載を中心に、周防国における国府勤務の雑任たちの仕事の痕跡を探っていくことにしたい。

① 書生の仕事ぶり

天平十年度（七三八）周防国正税帳の一国単位での支出を挙げた項目の内に、次の記載がある。

給下造^二天平八年雑公文^一書生等上食返納稻、肆拾捌束陸把²⁷⁾。

この記述からは、天平八年（七三六）の雑公文を造る書生に給うために予算化されていた食稻から返納分があったことがわかる。この前提として、書生の公文作成業務に対しては、正税の中から食料稻が支給される形で業務への報償があったことになるが、天平八年に書生が担当した公文作成業務に対して予定されていた支給額を、下回る支出で済んだことになる。公文作成業務が滞らずに順調に進んだものとみられ、当時の周防国の書生たちの作業効率はいよと評価できるだろう。書生としての実力も十分であったことが推測される。

② 戸籍・計帳などの下書き作業

戸籍や計帳が作成される際には、前回作成の戸籍・計帳からの抜き書きや、別な帳簿からの抜き書きなどが作られ、こうした基礎データをもとにして下書きが作成され、その後最終的な形態としては紙の文書として整えられた形の

ものに仕上げられると考えられる。途中の段階で作成される下書きや前回の戸籍・計帳や他の帳簿の抜き書きなどは、整った最終形態と同様の見かけではなくてもよいので、削って再利用できる木簡のような記録媒体も活用されたと考えられる。

周防国跡からは、こうした作業段階の書類とみられる木簡が出土している⁽²⁸⁾。いずれも断片ではあるものの、木材を横にして使っており、横長の板に縦書きで書かれた帳簿様の木簡である。各地で見つかっているこうした横材の木簡には、帳簿様の内容のものが多く、木簡に見える断片的な記載の中にも「寄口」「女」「老」「嫡弟」などの用語が見えており、戸籍や計帳の中によく登場する用語である。また、中には刻線による界線が見えているものもあり、このことから木簡に界線を引いた上で記入された帳簿として理解するのがよい。部分的な断片ではあるが、人口掌握のための帳簿を作成する過程の段階での資料とみるのがよいだろう。全国的にはまだこうした類例はあまり見つかっておらず、現状では非常に珍しいのであるが、内容的には諸国の国府で毎年作られていた可能性のあるものであり、どの国府からも出土する可能性があるものと言ふことはできるだろう。公文作成途上での作業の木簡とみられることから、これも、書生の手によって筆記されたものの可能性が高い。すなわち、この木簡の出土地点の近くに、書生の仕事場があった可能性が高いと考えられる。

実は、同じ地区から、「何道倉稲緩達良君猪弓十束」と書かれた木簡も出土している⁽²⁹⁾。この木簡の出土から、達良君猪弓がこの付近にいた人物とみられる考え方もあり得ないではない。しかし、先に述べたように戸籍や計帳などの作成作業がなされていた空間の可能性が高いことを踏まえると、この木簡も書生の仕事場の中で使われたものとして見ていく必要がある。内容的には、稲と倉と支給対象者が書かれているとみることができそうであり、稲の管理に関わる伝票的な情報の処理を扱った木簡と理解することができる。こうした点からすれば、この木簡も稲の管理に関する業務を扱った部署から廃棄された可能性もあるだろう。これもまた書生の業務であった可能性が想定される。

③ 正税帳の作成

奈良の正倉院宝庫に残る正倉院文書の中に、周防国の正税帳が二箇年分、部分的に残されている。天平六年度(七三四)と、天平十年度(七三八)のものであ

る。それぞれの文書名は、それぞれの継目裏書に記された情報からわかるが、天平六年度は「周防国天平六年正税目録帳」⁽³⁰⁾、天平十年度は「周防国天平十年正税帳」⁽³¹⁾となっている。「正税目録帳」と「正税帳」という違いがあるが、これらの用語は他の諸国でもかなり混用されており、どちらでも称されていたということが出来る。

むしろ、この二カ年度の正税帳の比較において注目したいのは、界線による書式である。界線による帳簿の様式を見ていくと、横界線の本数や間隔、縦界線の間隔といった点は、六年度のものと同年度のものではほぼ同一である⁽³²⁾。おそらく先例に基づいて、毎年同じように界線を引いているものとみられる。毎年同様の作業が同じ基準で維持されていることがわかる貴重な事例であり、公文を作成する雑任によって、国の業務が安定して継続運営されていることを示しているだろう。

④ 部内への業務出張

八世紀の天平年間の正税帳の中で、各国内の諸郡を巡行する業務が窺われるものがある。春に農作業を開始する前に行われる勸農のためや、種粃となる稲を出家するためなど、年間に何度も諸郡を巡行する業務があり、これらをまとめて国司の部内巡行と呼んでいる⁽³³⁾。部内巡行は、主に派遣される責任者として国司官人が一名から数名いるほか、その補助のために従者が付いていったことが正税帳の給稲記載からわかっている。おそらく、こうした巡行に際しては、記録をつけなければならぬ業務も混じっていることから、書生が同行する場合があったであろうし、そうしたことから考えれば、毎回の巡行に付いた従者は、おそらく雑任であったのではないかと考えられる。

天平十年度周防国正税帳での給稲記載に見える「国司巡行」では、次のように記されている。

(前略)

国司巡行壹拾参度 守四度、掾九度、目十度、史生十二度 将徒陸拾式人

合玖拾漆人、单壹仟玖伯漆拾壹人 目已上四

百五十人、史生二百七十人、将徒一千二百五十一人

食稻陸伯陸拾参束参把、酒陸斛陸斗

陸升、塩参斗玖升肆合二夕、直稻陸束伍

把耆分 以二一束一充二六升一

食法 史生已上人別日稻四把、将従人別日稻三把、目已上人別日酒一升、史生日

酒八合、将従已上

人別日塩二斗

檢二催産業一 国司耆度 掾一人、史生二人 将従参人、合伍人、廿日、

单耆伯人 掾廿人、史生廿人、将従六十人 食稻参拾肆束、

酒参斗陸升、塩二升³⁴⁾

(後略)

総計十三度の部内巡行に対して、「将従」六十二人が付いていったことがわかる。彼らは、単純な荷物運搬などの手伝いも行ったであろうが、先に述べたように、書記役などが出向く必要がある業務ならば書生が同行しただろう。

天平十年度周防国正税帳における具体的な各巡行について、それぞれにどのぐらいの「将従」が同行したかを、以下に挙げておきたい。

- 1 檢二催産業一 将従三人
- 2 依二恩勅一 賑給使 将従三人
- 3 従下造二神宮一 駆使上 将従五人
- 4 春夏二時借貸并出二 拳雑官稲一 将従五人
- 5 貢二手実一 将従六人
- 6 賑二給義倉一 将従四人
- 7 檢二田得不 将従三人
- 8 檢二牧馬牛一 将従四人
- 9 檢二駆伝馬等二一 将従四人
- 10 斂二調庸一 将従七人
- 11 推二問消息一 将従六人
- 12 従二巡察駆使一 将従六人
- 13 収二納官稲一 将従六人

以上のような数が正税帳の記載からわかる。天平十年度周防国正税帳における、こうした部内巡行の記載順は、内容からみて年間の季節順になっているらしいことがすでに指摘されている³⁵⁾。年間の始めに派遣されるのが「檢催産業」のための巡行であり、年間の最後が「收納官稲」のための巡行ということになる。このようにして一覽にしてみると、年間の最後のほうにあたる10番目の「斂調

庸」が七人、以後の「推問消息」「従巡察駆使」「收納官稲」が六人と、年間の後期にあたる時期に、比較的多人数の将従が動員されていることがわかる。このうち、一年の後半には計帳作成に関わる⁵⁾以降が該当するが、12の「従巡察駆使」はこの年に巡察使が派遣されたため³⁶⁾の臨時の巡行であり、それ以外は例年行われるものとみられることから、毎年、年間の終わりに近い時期の巡行には、雑任たちの負担も大きかったと考えることができるだろう。

⑤ 朝集雑掌としての都での滞在

雑任のうち、雑掌を任された者は、四度使に従って上京し、京進公文が提出された後の在京官司における勘会作業などに対処するため、京に滞在することになる。こうした四度使の中でも、朝集使は京に提出する公文の種類が多く、また人事関係の考文や選文など、その後の手続きに時間のかかるものが含まれていたこともあって、雑掌が滞在する期間も長くなったと推測される。このため、朝集雑掌には、他の四度使雑掌とは異なり、特別に食稻の支給が行われていたらしい。いくつかの国の正税帳にその記載が見られることから、おそらく複数の国においてこうした食稻支給が実施されていたと考えられる。天平十年度周防国正税帳には、次のような記載がある。

(前略)

朝集雑掌式人 起三十一月一日迄三十二月卅日、起三正月一日迄三二月十六日、
合二百四箇日 单式伯捌人、食稻陸拾貳束肆把 人別日三把³⁷⁾

(後略)

朝集雑掌二人に対して、十一月一日から二月十六日まで、食稻が支給されている。畿外諸国からの朝集使は、十一月一日までに中央に考文を提出しなければならぬので³⁸⁾、提出時から勘会等の対応のための在京期間に対する支給であると推測される。

他国の事例では、天平九年度(七三七)駿河国正税帳において、前年度分を一月一日から四月二十九日まで、今年度分を十一月一日から十二月三十日まで支給している事例がある³⁹⁾。この場合の前年度は、おそらく十一月一日から四月二十九日までが在京中だったと考えられるので、同年度どうしの比較ではないが、周防国の朝集雑掌は、駿河国の場合よりも、京での滞在期間が短かったことは推測される。事例が少ないため、単純な比較による評価は差し控えたい

が、どちらの国の場合にも四ヶ月間から五ヶ月間にもわたって、在京していたことになり、往復の路程がさらに加わることも考えると、雑掌の業務の苦勞が偲ばれる。

⑥ 出挙稲・借貸稲の返済免除手続き

正税稲などを有利息で貸し付ける公出挙や、無利息で貸し付ける借貸の制度では、借りた本人が返済時期の前に亡くなった場合には、返済を免除することになっていた。こうした死亡者の扱いについて、免除者として扱い中央政府にその情報を届け出るための決定権は、国司が握っているが、事前に死亡者と負債額の情報を集めて整理したり計算したりする作業は、おそらく書生の仕事であらう。

天平十年度周防国正税帳にも、次のような記述が見られる。

(前略)

借貸額稲式拾萬壹仟玖伯參拾陸東

債稲身死伯姓、參伯漆拾捌人 男二百一十二人、女一百六十六人免稲

捌仟漆伯捌拾玖東⁽⁴⁰⁾

(後略)

この年は、天平八年・九年における疫病流行があったため、通常は出挙として行われる正税稲の貸し付けが、山陽道諸国においては無利息の借貸の扱いになっていたようである⁽⁴¹⁾。借貸稲の負債死亡者数分の返済免除が記されているので、平均を計算すれば、一人当たりの負債額を知ることができる。

免稲 8789東 + 負債死亡者 378人 = 約 2325東

同じような返済免除記載の残っている正税帳があまりないが、天平二年度(七三〇)大倭国正税帳⁽⁴²⁾から郡ごとの一人平均負債額を計算することができる。この年の大和国十市郡の場合は一人平均60東、城下郡は一人平均315東、山辺郡は一人平均27・88東、添上郡は一人平均688東という具合なので、周防国一国の平均は、一人当たりの負債額としてことさらに大きいというわけではなさそうである。

しかしながら、こうした死亡者に対する負債額免除の制度は、他の公文によって不正の温床になっていた可能性も指摘されている。舟尾好正氏の研究によれば、天平十一年(七三九)備中国大税負死亡人帳⁽⁴³⁾に記されたデータを分析

すると、春出挙の貸し付けにあたる三月や、夏出挙の貸し付けにあたる五月に、百東を超える大量の稲を借りた者が借りた直後に死亡したことになっている事例がかなりの数あることが指摘されており、不自然なこうした数値にはデータの操作が疑われる⁽⁴⁴⁾。このような負債免除によって正税から消える稲の数の行方は、データの操作が行われていたのであれば、データを意図的に操作することによって、操作した側の者が取得していく可能性が考えられるだろう。こうしたデータを扱っているのが雑任と考えられ、またそのデータの最終的な管理者が国司官人であることからすれば、不正が行われたならば、その主体は国司官人か、雑任か、あるいは両者の結託によるものか、ということが考えられる。天平十年度の周防国の場合には、平均額でしかわからないが、おそらくは著しい不正があったとは想定されない数値なのではないかと考える。こうした点の考察については、今後もさまざまな可能性を探っていく必要がある。

⑦ 玉祖神社との関係

周防国の一宮として、玉祖神社が知られているが、この神社に関する興味深い記述も、天平十年度周防国正税帳の中に見られる。関係するのは、次の記述である。

(前略)

玉祖神税天平九年定額稲參仟捌伯參拾肆東

雑用捌伯參拾壹東捌把

奉神壹拾東

改造神社用陸伯式拾壹東捌把

(中略)

食稲式伯漆拾肆東 人別日四把

塩壹斗參升漆合 人別日二夕 直稲式東參把

以二一東一充二六升一

赤土式升直稲參東 以二一東五把一充二一升一

以三神命一給二祢奇玉作部五百背一式伯東

定額稲參仟式東式把

田租穀參拾斛式斗捌升

右以三神命一自二天平八年一迄二十年一合參箇年田租免

給者⁽⁴⁵⁾。

(後略)

玉祖神社の「祢奇」(禰宜のことであろう)である玉作部五百背に対して、「神命」により神税二〇〇束を支給し、また神命により天平八年から十年の三カ年について田租を免除していることもわかる。「神命」とは神託によるものかと思われるが、玉祖神社において神託があったことを根拠にこうした措置がとられたということであろうか。宇佐八幡神社の神託を利用して道鏡による皇位継承の企みが試みられたことは著名であるが⁽⁴⁶⁾、そうした例のように神託は恣意的に利用される場合がある。玉祖神社の場合がどうだったかはわからないものの、神命によつて神職である禰宜に二〇〇束もの稲が与えられるということは、やはり何らかの背景もあるように思われる。奈良時代においては、諸国の有力な神社の神職には、郡司層に連なるような在地の有力氏族が就いており、こうした地方有力氏族は、雑任の出身母体ともなり得る存在である。神職と雑任の結託という可能性もないわけではないだろう。

また、この天平十年は、天平八年・九年に大流行した疫病のために、社会全体が疲弊してしまっている。そのような中で、玉祖神社を頼みとして社会の回復を祈ったことも十分に考えられる。疫病によつて打撃を受けた社会が回復する過程で、各地の神社への信仰が大いに精神的な支柱となったと考えられ、玉祖神社とその神職に対する優遇措置は、周防国の地域社会においてこの時期には必要なこととして認識が共有されていたのかもしれない。

以上、対照的な両様の見方を提示したが、有力な神社である玉祖神社は、その扱いが国府の雑任にとつても常に何らかの影響を被る存在であったことは間違いない。

おわりに

本稿では、天平十年度周防国正税帳に見える記載を中心に、八世紀前半の天平年間における周防国の雑任たちが行った実務の痕跡について、可能な限りの検討を試みてみた。仮説にとどまる部分も多いが、周防国、とくに国府所在の佐波郡を中心とした出身者が、こうした業務に実際に携わっていたことが想定される。律令制下の国府という地方行政の場を考える上で、こうした地域出身

者による実務運営という視点は、国府研究の上で欠かせないものである。今後にも新たに発見される出土文字資料の検討なども踏まえつつ、他国での状況からわかる点も加味しながら、地方行政の実態に迫っていく試みが必要であろうと考える。

〔注〕

- (1) 『大日本古文書』二一三〇～一四六頁。
- (2) 選叙令27国博士条。
- (3) 鐘江宏之「八・九世紀の国府構成員」(『弘前大学国史研究』一〇二、一九九七年三月)。
- (4) 中村順昭「律令制下の国府とその職員」(中村「律令官人制と地域社会」(吉川弘文館、二〇〇八年七月)第三部第五章。鐘江宏之「律令国家と国郡行政」(『歴史学研究』七二九、一九九九年十月)。
- (5) 森公章「国書生に関する基礎的研究」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令論集』下、吉川弘文館、一九九三年九月、のち森「在庁官人と武士の生成」(二〇一三年九月、吉川弘文館)に所収)。
- (6) 鐘江宏之「「国」制の成立」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令論集』上、吉川弘文館、一九九三年九月)。
- (7) 『延暦交替式』延暦二十二年(八〇三)二月二十日太政官符所引神亀元年(七二四)三月二十日格。
- (8) 鐘江宏之「文字の定着と古代の社会」(川尻秋生編『文字とことば』、シリーズ古代史をひらく、二〇二〇年十一月、岩波書店)。
- (9) 『類聚三代格』卷六、公粮事、弘仁十三年(八二二)閏九月二十日太政官符。
- (10) 山口英男「十世紀の国郡の行政機構」(『史学雑誌』一〇〇—九、一九九一年九月、のち山口『日本古代の地域社会と行政機構』(吉川弘文館、二〇一九年二月)に所収)。
- (11) 山口英男前掲注(10)論文、森公章「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」(『弘前大学国史研究』一〇五・一〇六、一九九八年十月・一九九九年三月、のち森『古代郡司制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇〇年二月)

- に所収)。
- (12) 鐘江宏之「諸国正税帳の筆記と書生」(『正倉院文書研究』七、吉川弘文館、二〇〇一年十一月)。
- (13) 内藤乾吉「正倉院古文書の書道史的研究」(正倉院事務所編『正倉院の書蹟』、日本経済新聞社、一九六四年十二月)。
- (14) 天平十年度周防国正税帳(『大日本古文書』二一四二頁)。
- (15) 『延暦交替式』前掲注(7) 延暦二十二年二月二十日太政官符所引神龜元年三月二十日格。
- (16) 加藤友康「国府と郡家」(小林達雄・原秀三郎編『新版古代の日本⑦中部』、角川書店、一九九三年一月)。
- (17) 『類聚国史』卷八十四、政理六、借貸、大同二年(八〇七) 四月壬申条。
- (18) 森公章前掲注(5) 論文。
- (19) 『類聚三代格』卷十九、禁制事、寛平三年(八九二) 五月二十九日太政官符。
- (20) 天平十年度(七三八) 駿河国正税帳(『大日本古文書』二一一〇頁)。
- (21) 鐘江宏之前掲注(3) 論文。
- (22) 天平宝字五年(七六一) 十二月二十三日甲斐国司解(『大日本古文書』四一五二三〜五二四頁)。
- (23) 森公章前掲注(5) 論文。
- (24) 『類聚三代格』卷十八、健児事、延暦十一年(七九二) 六月十四日太政官符。
- (25) 『類聚三代格』卷十七、蠲免事、延暦十六年(七九七) 八月十六日太政官符。
- (26) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八―一二、一九六九年十二月、のち石井『鎌倉武士の実像』(平凡社、一九八七年六月)に所収)。
- (27) 天平十年度周防国正税帳(『大日本古文書』二一四二頁)。
- (28) 防府市教育委員会編『周防国府跡発掘調査報告』九、二〇二〇年三月。
- (29) 前掲注(28) 『周防国府跡発掘調査報告』九。
- (30) 『大日本古文書』一一六二三頁。
- (31) 『大日本古文書』二一一三〇頁。
- (32) 宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』二一(八木書店、一九九〇年一月)、解説五三〜五九頁。
- (33) 龜田隆之「古代の勸農政策とその性格」(彌永禎三編『日本経済史大系』I、東京大学出版会、一九六五年六月、のち龜田『日本古代用水史の研究』(吉川弘文館、一九七三年五月)に所収)。
- (34) 天平十年度周防国正税帳、『大日本古文書』二一三四〜二三五頁。
- (35) 高垣義実「天平期における地方支配の一断面」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』中、塙書房、一九八八年八月)。ただし、借貸と出挙に関する部分は「春夏二時」として春出挙と夏出挙がまとめて集計されている。
- (36) 『続日本紀』天平十年(七三八) 十月己丑条。
- (37) 天平十年度周防国正税帳、『大日本古文書』二一一三八頁。
- (38) 考課令I内外官条。
- (39) 天平九年度(七三七) 駿河国正税帳、『大日本古文書』二一六七〜六八頁。
- (40) 天平十年度周防国正税帳、『大日本古文書』二一一四一頁。
- (41) 『続日本紀』天平十年(七三八) 八月甲申条に「停三山陽道諸国借貸」大税出挙如レ旧。」とあり、この年までの臨時の措置であった。
- (42) 『大日本古文書』一一三九六〜四一三頁。
- (43) 『大日本古文書』二一二四七〜二五二頁。
- (44) 舟尾好正「出挙の実態に関する一考察」(『史林』五六―五、一九七三年九月)。
- (45) 天平十年度周防国正税帳、『大日本古文書』二一一四五頁。
- (46) 『続日本紀』神護景雲三年(七六九) 九月己丑条。